

マイナンバーQ&A（千葉市：固定資産税〔償却資産〕）

	質問	回答
1	マイナンバーの記載をしていない場合、申告書の受理を拒否されることはありますか。	マイナンバーの記載がなくとも申告書は受理いたします。
2	償却資産申告書の作成ソフトの様式が古いため、マイナンバーの記載欄がありません。どうしたらよいですか。	申告書の右下「18 備考（添付書類等）」欄へ記載をお願いいたします。
3	郵送でマイナンバーの確認書類を送付した場合、確認書類は返却してもらえますか。	確認書類の返却は行いません。ご提出いただいた償却資産申告書と一緒に保管させていただきます。
4	申告書（控用）へのマイナンバーの記載は必要ですか。	申告書（控用）へのマイナンバー記載については任意となりますが、本市が作成した申告書用紙は、マイナンバー記載部分も含め「複写」の加工が施されています。このため申告書（控用）へマイナンバーの記載を行わない場合は、申告書（入力用）と申告書（控用）の間に厚紙を挟み記載するなど、複写が行われないようご注意ください。
5	申告書を窓口で提出する場合、通知カード等は原本が必要ですか。	申告書を窓口でご提出いただく場合は、申告書提出時に番号確認及び身元確認資料の原本をご提示いただき、本市職員が記載内容との照合を行わせていただくため、原本をご持参のうえ、お越しく下さい。
6	千葉市に住民登録をしていますが、その場合でもマイナンバーの記載及び確認書類は必要ですか。	本市がすでに有効にマイナンバーを取得できている方については、本市より送付した申告書の「個人番号又は法人番号欄」に*印を印字しています。*印が印字されている方につきましては、申告書をご提出の際にマイナンバーの記載を省略していただいても差し支えありません。 ただし、マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、申告書へマイナンバーのご記載をいただいている方は、個人番号又は法人番号欄（*印が印字されている方は備考欄）に記載のうえ、本人確認書類の写しを添付し、申告書のご提出をお願いします。